

おひとりさまの相続（7）

前回のコラムでは、亡くなった後に残る財産について「遺言による遺贈寄附」をする場合に、いったん中間支援団体への遺贈寄附を経由して自分の想いを届ける「間接寄附」について説明しました。しかし説明だけでは分かりにくいと思いますので、今回は、具体的な事例を用いて「中間支援団体を利用した間接寄附」を考えてみましょう。



68歳の男性 A さんは、未婚で子供もなく両親はすでに亡くなっており、もともと一人っ子なので兄弟姉妹も甥姪もない、つまり法定相続人が誰もいない状況です。A さんは最近、まだ60歳代の芸能人の訃報を頻繁に目にするようになり、自分もいつ何が起こるか分からないので、遺言を書いておく決心をしました。

A さんには、両親から相続した自宅の土地建物と、ひとりで働いて貯めてきた金融資産があります。法定相続人がいない A さんが、遺言を書かずに亡くなると、財産は全て国庫に帰属すると聞いて、たいした財産が残らなくても、少しでも残るのなら、どう使われるか分からない国家ではなく、自分の思い出のある分野で使ってほしいと考えました。

そこで、A さんが書いた遺言は、次のような内容でした。「私の不動産・金融資産を含む一切の財産を、一般財団法人 B（中間支援団体）に包括して遺贈します。」

そして同時に、A さんは一般財団法人 B（中間支援団体）との間で、最終的な財産の帰属先の希望についての取り決めをしておきます。A さんは、①子供の貧困への対応、②歴史的建造物を保存するための対応、という2つの分野への遺産の分配を希望しました。①については、A さん自身は子供を育てる経験をしなかったので、貧困に苦しむ子供がいるのであれば役立ちたいとの思いから、②については日本の歴史の探究が生涯の趣味であったことから思い至ったものです。

さて、A さんがその後、どのくらい先になるかは分かりませんが亡くなったときには、この遺言の効力が発生します。具体的には、不動産の名義は相続登記によって一般財団法人 B の所有となり、数多くの A さん名義の銀行や証券会社の口座も、解約されて一般財団法人 B の口座に振り込まれます。一般財団法人 B は、亡くなった A さんから譲り受けた不動産を売却してお金に換え、金融資産を換金したものと一緒にプールした上で、未払いの債務などの精算を行います。そしてその残金を、前述の①と②に役立たせるために活動してくれる団体を理事会で選択し、寄附を実行することになります。

何十年先か分からない将来、自分の思い出のある分野で資金を必要としている団体がどんな団体なのかが分からない場合には、こうした「間接寄附」は大いに有用なものとなるでしょう。

つづく